

決議第6号

閉会中の議員派遣について

本議会は、地方自治法第100条第13項及び南風原町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

平成27年12月18日

南風原町議会議長 宮城 清政

記

次のとおり議員を派遣する。

1. 南部地区市町村議会議長会 定例総会

- (1) 日 時：1月7日（木） 午後5時～
- (2) 場 所：パシフィックホテル沖縄
- (3) 派遣議員：正副議長

2. 町村議会広報研修会

- (1) 日 時：1月21日（木）午前9時30分～
- (2) 場 所：沖縄県市町村自治会館
- (3) 派遣議員：議会広報常任委員
- (4) 主 催：沖縄県町村議会議長会

3. 町村議会議員・議会事務局研修会

- (1) 日 時：2月18日（木）午後1時30分～
- (2) 場 所：パシフィックホテル沖縄
- (3) 派遣議員：全議員
- (4) 主 催：沖縄県町村議会議長会

その他事情により変更が生じる場合には、議長に一任する。